

『IP ジャーナル』 投稿論文／投稿・査読規程

1. 投稿原稿の種類

『IP ジャーナル』は、知的財産全般を対象として、その制度・運用やマネジメントに関する広範な情報を提供している知財専門誌です。本誌に投稿できる原稿は、国内外の知的財産又はそれと密接に関連する法律（条約を含む）・判例上の問題及び国内外の知的財産に関する実務上の問題（特に企業・団体等における知的財産マネジメントに関連するものが望ましい）に関する未発表の論文、判例批評、調査報告、翻訳（以下「論文等」という）とする。

2. 投稿資格

投稿資格は、知的財産又はそれと密接に関連する領域の研究又は実務に従事している者とする。

3. 原稿の執筆要領

- (1) 言語は原則として日本語又は英語とする。文字数は、6,000字～12,000字以下、欧文の場合、4,500語以上6,000語以内とする（いずれも所定の「原稿フォーマット」10ページ以内）。
- (2) 原稿は所定の「原稿フォーマット」を使用し作成する。具体的には別に「執筆要綱」に定める。

4. 原稿の提出

- (1) 原稿には、表題だけを記載し、著者の氏名を記載してはならない。なお、原稿とは別に、所定の「表紙フォーマット」に必要な事項（原稿の種類、氏名、所属、表題、要旨、キーワード、連絡先等）を記載して提出する。具体的には「表紙フォーマット」を参照のこと。
- (2) 同一内容の原稿が、他誌に投稿中あるいは掲載済であってはならない。なお、既発表の論文等と重複する部分を一部含む論文等の場合には、既発表の論文等を添付しなければならない。
- (3) 提出の際には、①原稿データ（「原稿フォーマット」にのっとりた電子データ）、②表紙データ（「表紙フォーマット」にのっとりた電子データ）をe-mailの添付ファイルとして提出する。なお、図表、画像、写真は原稿内に挿入する以外に元のデータも提出する（エクセルで作成したグラフを挿入する場合、そのエクセルデータ。また、画像を挿入する場合、その元となる画像）。
- (4) 投稿は、一般財団法人知的財産研究教育財団（以下、当財団）まで電子データ添付にて送信する。郵送による投稿は認めない。宛先は「toukou@fdn-ip.or.jp」とする（@は半角に変更）。

5. 初期審査

受理された原稿は、直ちに投稿規程に合致したものであるかどうか等の初期審査が行われる。初期審査については、費用は発生しないものとする。初期審査が通った場合は、査読審査に向けて投稿料・早期審査料・掲載料の請求がなされる。通らなかった場合は、その旨の連絡がなされる。

6. 投稿料・早期審査料・掲載料

- (1) 初期審査を通った原稿は、当財団で投稿料及び早期審査料（希望者のみ）の計算が行われ、投稿者へ請求書が送付される。投稿者は、当財団からの請求に伴い投稿料及び早期審査料、掲載料を指定の口座に入金する。なお、振込手数料は投稿者が負担するものとする。
- (2) 投稿料は、1,000円（税込）／頁（端数切り上げ）とする。
- (3) 早期審査（原稿受理日から50日以内に最初の審査結果を通知）を希望する場合は、投稿料に加えて早期審査料1,000円（税込）／頁（端数切り上げ）を支払う。
- (4) 掲載料は、30,000円（税込）とする。掲載料は、査読の結果「不採用」となった場合は後日返金される。
（例：10ページで早期審査を希望する場合は、投稿料10,000円（税込）＋早期審査料10,000円（税込）＋掲載料30,000円（税込）＝50,000円（税込））

7. 原稿受理日

投稿料及び早期審査料、掲載料の入金が確認できた日を原稿受理日とし、掲載時に論文内に「論文受領日」として記載するものとする。

8. 査読と早期査読

- (1) 初期審査が通った原稿は、投稿者からの投稿料及び早期審査料、掲載料の入金を確認した後、直ちに査読規程に定める査読手続に付され、当財団が任命した匿名レフェリー2名の複数査読による審査を受ける。
- (2) 以下の2点の評価に基づき、投稿原稿が『IPジャーナル』への掲載に適した水準であるかどうかを総合的に判定する。
内容：論旨の明確性、内容の独創性、方法の妥当性、資料の信頼性等。
形式：文字数、表題、文献引用、用語、注、図表の適切性等。
- (3) 通常の査読は、原稿受理日より50日以上3ヶ月以内に最初の審査結果を通知する。早期の査読を希望する場合には、早期審査料（1,000円（税込）／頁（端数切り上げ））の支払いにより、原稿受理日から50日以内に最初の審査結果を通知する。
- (4) 審査結果は、「採用」、「条件付採用」（軽微な修正）、「不採用」のいずれかで通知され、いずれの場合も「査読報告書」が送付される。
- (5) 「採用」に該当した原稿は、『IPジャーナル』掲載の準備が進められる。
- (6) 「条件付採用」（軽微な修正）に該当した原稿は、「査読報告書」での指摘に基づいた投稿者による修正後、再度、査読手続に付され、採用有無が検討される（修正後の不採用も可能性としてある）。
- (7) 「不採用」に該当した原稿は、掲載料30,000円（税込）が返金される。返金は、投稿者が指定する口座に実施される。なお、振込手数料は当財団が負担するものとする。

9. 原稿の著作権

- (1) 投稿原稿の著作権は著作者が保持する。
- (2) 投稿論文の著作者は、当財団に対して、全ての形態の利用行為を許諾する。ただし、不採用とされた場合はこの限りではない。
- (3) 投稿論文中における既存の著作物の利用に関して生じた紛争の解決については著作者（投稿者）がその任に当たるものとする。

10. 著者校正

『IPジャーナル』への掲載が確定した原稿は、本誌レイアウトがされた状態で一度、著者校正の機会が設けられる（初校）。著者の校正は初校についてのみ行う。校正は、誤植の訂正程度に止め、文章、図表等の大幅な訂正、変更は認めない。

11. 原稿の掲載と掲載誌の無償提供

- (1) 「採用」とされた原稿（「条件付採用」のち修正後、再度の査読で「採用」となった原稿も含む）は、原則として採用が確定した原稿のうち早いものから掲載される。投稿が多い場合、掲載までに時間がかかることが見込まれる。掲載号は、『IPジャーナル』側で決定するものとする。
- (2) 掲載にあたっては、『IPジャーナル』側が裁量で形式を統一することがあることを事前に了承するものとする。
- (3) 投稿者には原稿が掲載された号の『IPジャーナル』（冊子版）3部が無償で提供される。
- (4) 『IPジャーナル』に掲載された論文は、その他媒体に掲載されることがある。掲載媒体、方法にあたっては、本誌掲載後に検討するものとする。

附則 この規程は2018年9月1日より施行する。

2018年8月31日作成